
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定について聞かれた意見への対応（ステップ 4）

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関の債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定について聞かれた意見に関する分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）（以下「第 518 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関して ASBJ 事務局による提案をお示しし、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義については別途検討するとしていた。
3. 第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）（以下「第 523 回企業会計基準委員会等」という。）では、第 518 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 4 を採用する金融機関における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局による分析をお示しした。この際、ASBJ 事務局が提案したアプローチに関して懸念する意見が聞かれていた。
4. 第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）及び第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）（以下「第 526 回企業会計基準委員会等」という。）では、第 523 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関する ASBJ 事務局による再提案をお示しした。
5. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者から第 526 回企業会計基準委員会等でお示しした提案に関する見解及びご意見を伺った。

また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の

代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。

6. 第532回企業会計基準委員会（2024年9月3日開催）及び第224回金融商品専門委員会（2024年8月22日開催）（以下「第532回企業会計基準委員会等」という。）では、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、債権単位でのSICRの判定について追加的な分析及び再提案をお示しした。
7. 本資料では、第532回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、債権単位でのSICRの判定に関して、次の論点についてASBJ事務局の分析及び提案をお示しする。
 - (1) アプローチ1の反証方法
 - (2) アプローチ3の取扱い

III. ASBJ事務局による分析及び提案

（アプローチ1の反証方法）

8. 第532回企業会計基準委員会等では、正常先の取扱いに関して、企業の判断によりSICRの判定を行うアプローチ1を採用することを提案した。また、反証方法を一部修正することを提案した。修正後のアプローチ1は次のとおりである。
 - (1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。
 - ① 優良格付
 - ② 中間的な格付
 - ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。
 - (2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。

- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。
 - ② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICR が生じていないと反証できる。
 - (ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合
 - (イ)債務者単位で前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に分類されているものの SICR が生じていないと反証した場合
- (3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的に PD を算定している金融機関が PD を使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。
- (4) (1)の分類に関する方針を注記する。
9. 前項の事務局案に関して、第 224 回金融商品専門委員会ではアプローチ 1 の反証方法について、次の意見が聞かれた。
- (1) 新規取引先の実行年度の取扱い（当初貸付時から「SICR が生じているとみなす格付」に分類される債権の取扱いを含む。）について、反証ができるかどうかについて明確化してほしい。
10. 前項のとおり、新規取引先の実行年度の取扱い（当初貸付時から「SICR が生じているとみなす格付」に分類される債権の取扱いを含む。）について、本資料第 8 項では債務者単位での前期末の区分に基づく反証方法を示しているため、新規取引先の実行年度の取扱いが明確ではないという課題があったと考えられる。
11. この点、期末時点で「優良格付」又は「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については、本資料第 8 項(2)①のとおり SICR が生じていないとみなすことから、新規取引先の実行年度の取扱いは明確であると考えられる。
12. 一方、期末時点で「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については、本資料第 8 項(2)①のとおり SICR が生じているとみなすことにな

る。しかしながら、前期末に債務者単位で債権等が存在しない場合には、期末時点では貸付を実行した直後の貸付金しか存在していないと考えられること、また、アプローチ 1 は実務上の負担を軽減するために債務者単位で前期末と比較するプロセスのみとしていることから、当該債権等は期末時点において貸付時と比較して信用リスクが著しく下落していないとみなし、SICR が生じていないとして反証可能とすることが考えられる。

13. ここで、前期末に債務者単位で債権等が存在しないことを条件とすると、新規取引先だけでなく、過去に貸付を行っていたものの前期末において債務者単位で債権等が存在しない場合が含まれることになる。この点、後者の場合であっても、貸付を実行した直後の貸付金しか存在していないと考えられることは変わらないため、当該債権等は期末時点において貸付時と比較して信用リスクが著しく下落していないとみなし、SICR が生じていないとして反証可能とすることが考えられる。
14. したがって、本資料第 10 項の課題に対応するために、債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合には SICR が生じていないと反証できるとすることが考えられる。
15. 以上より、本資料第 8 項(2)②を次のとおり修正することが考えられる。

② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICR が生じていないと反証できる。

(ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合

(イ)債務者単位で前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に分類されているものの SICR が生じていないと反証した場合

(ウ) 債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合

(アプローチ 3 の取扱い)

16. 第 523 回企業会計基準委員会等において、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ 3 に関して、現行実務において平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関も存在することから、オプションとして許容することがよいと考えるという意見が聞かれた。これを踏まえ、第 532 回企業会計基準委員会等では、正常先の取扱いに関して、本資料第 8 項のアプローチ 1 を原則としたうえで、正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期

間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ 3 をオプションとすることについてご意見をお伺いした。

17. 前項の事務局案に関して、第 532 回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれた。
 - (1) IFRS 会計基準の ECL モデルを基礎に会計基準を開発しており、アプローチ 3 をオプションとして導入することは、現行実務への配慮以外の正当な理由はないと考える。
 - (2) アプローチ 3 のやり方自体が著しく合理性に欠けるものではないため、オプションとして導入しても良いのではないかと考える。
 - (3) アプローチ 3 を適用することで引当が過少となるリスクはなく、保守的に引当を積みたいという金融機関のニーズにも対応できる。また、金融機関の状況によっては、このオプションが会計基準導入の負荷軽減となる可能性もあると考える。このため、アプローチ 3 をオプションとすることに賛成する。
 - (4) アプローチ 1 も実務に配慮したものとなっていると考えられるため、アプローチ 1 を採用することが難しいかどうかについて関係者の意見を聞いたうえで、アプローチ 3 をオプションとすべきか、経過措置として設けるか等を判断するのがよいと考える。仮にアプローチ 1 の採用が困難ということであれば、簡便法としてアプローチ 3 をオプションとすることも考えられる。
18. 前項のとおり、アプローチ 3 をオプションとすることについては賛成する意見及び反対する意見の両方が聞かれている。ここで、前項(1)のとおり、IFRS 会計基準の ECL モデルを基礎に会計基準を開発しており、アプローチ 3 をオプションとして導入することは、現行実務への配慮以外の正当な理由はないと考えられることから、前項(4)の意見を踏まえ、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においてアプローチ 3 を採用するニーズを確認したうえで、アプローチ 3 をオプションとするかどうか検討することが考えられる。
19. まず、アプローチ 3 をオプションとする検討は、本資料第 16 項のとおり、現行実務において平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関に対する実務負担への配慮の観点から始まったものであることから、ASBJ 事務局において地域金融機関の開示情報をもとに、現行実務において平均残存期間を用いて正常先の貸倒引当金を算定している銀行等金融機関の数を調査した。調査した結果では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関のうち、平均残存期間を用いて貸倒引当金を算定している金融機関は極めて少数であった。

20. 次に、ASBJ 事務局は、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者に対して、アプローチ 3 を採用するニーズに関するヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、現行実務において平均残存期間を用いて貸倒引当金を算定している金融機関も含め、アプローチ 3 を採用する強いニーズはないと考えられるとのご意見をいただいた。
21. 以上を踏まえ、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関においてアプローチ 3 を採用する強いニーズはないと考えられることから、アプローチ 3 をオプションとしないことが考えられる。

(ASBJ 事務局からの提案)

22. 以上の分析を踏まえ、債権単位での SICR の判定に関して次のとおり再提案することが考えられる。
- (1) アプローチ 1 に関して、本資料第 8 項(2)を次のとおり修正する。

- (2) (1)の分類を前提として、次のとおり SICR の判定を行う。
- ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。
 - ② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、次のいずれかの場合には、SICR が生じていないと反証できる。
 - (ア)債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合
 - (イ)債務者単位で前期末において「SICR が生じているとみなす格付」に分類されているものの SICR が生じていないと反証した場合
 - (ウ) 債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合

- (2) アプローチ 3 をオプションとして採用しない。

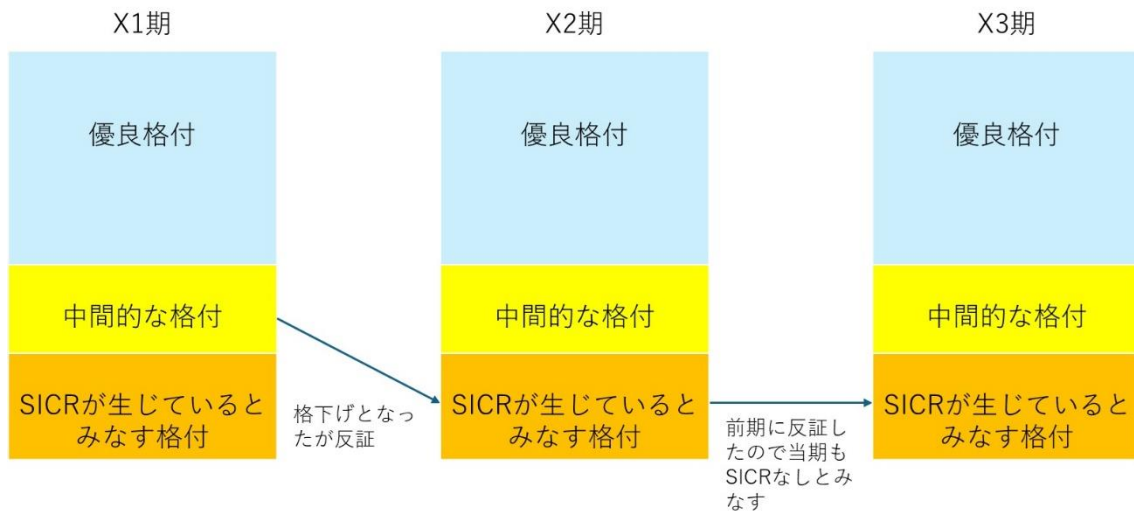
ディスカッション・ポイント

本資料第 8 項から第 22 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

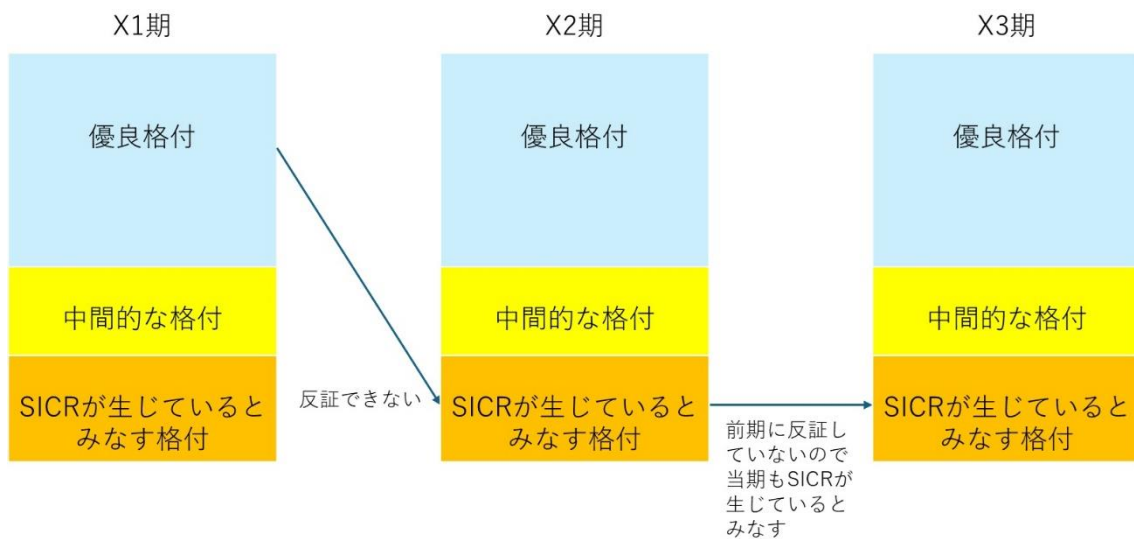
以 上

別紙 正常先における「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等の取扱い

(ケース 1)



(ケース 2)



以上